

『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画』に関する再検討

－ 新原・奴山古墳群の整備計画 －

2016 年 3 月

福津市教育委員会

『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画』に関する再検討

－ 新原・奴山古墳群の整備計画 －

2016 年 3 月

福津市教育委員会

例 言

1. 本書は2011年3月に策定した『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画』のうち新原・奴山古墳群の整備計画について再検討を行った報告書である。
2. 本書は福岡県と協議のうえ、福津市教育委員会が原案を作成した。
3. 本書は国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会の指導助言の下に作成した。
4. 本書の作成に係る事務は、福津市教育委員会が行った。
5. 本書の作成に関わる組織の詳細については巻末に記している。

目 次

1	再検討の目的	
1-1	経緯	1
1-2	目的	2
1-3	対象範囲	2
2	国指定史跡「津屋崎古墳群」新原・奴山古墳群の概要	
2-1	津屋崎古墳群の概要	3
2-2	新原・奴山古墳群の概要	3
2-3	史跡指定の経緯と調査履歴	10
2-4	既存の整備計画の概要	11
3	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産として	
3-1	資産の概要	13
3-2	新原・奴山古墳群の世界遺産としての価値	14
3-3	新原・奴山古墳群の世界遺産として保護の概要	15
4	近年の動向	
4-1	史跡としての動向	19
4-2	世界遺産登録に向けた動向	19
5	現状と課題	
5-1	現状	20
5-2	課題の整理	20
6	整備の理念と方針	
6-1	新原・奴山古墳群の整備理念	24
6-2	整備の方針	25
7	整備計画	
7-1	遺構の保存に関する計画	26
7-2	遺構の整備に関する計画	26
7-3	景観および植栽に関する計画	26
7-4	公開活用のための施設等に関する計画	27
7-5	交通および動線に関する計画	28
7-6	事業計画	28
8	整備事業に必要となる調査等に関する計画	
8-1	現状	33
8-2	各種調査計画	33
8-3	調査成果の情報発信	34
9	推進体制	
9-1	推進体制	35
9-2	地域との連携	35
9-2	学校教育との連携	35
10	今後の課題への対応	36

付属資料

1 再検討の目的

1-1 経緯

新原・奴山古墳群を含む津屋崎古墳群は、2005年3月に国指定史跡となり、2008年3月に『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本構想（以下、『整備基本構想』という。）』、2011年3月に『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画（以下、『整備基本計画』という。）』、2014年3月に『国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画（以下、『保存管理計画』という。）』を策定している。

また、津屋崎古墳群は2009年1月に世界遺産候補「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として世界遺産暫定リストに記載された。その後、2012年7月に津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群のみを構成資産に絞り込み、他の古墳は緩衝地帯（バッファゾーン）に含めるなどして共に保護を図ることとなった。

『整備基本計画』策定においては、津屋崎古墳群全体の世界遺産登録を視野に古墳群の分布状況や特性を踏まえた望ましい整備のあり方を検討している。一方、新原・奴山古墳群の整備について「宗像・沖ノ島と関連遺産群」国際専門家会議等で近年検討された整備内容は、資産の保存を第一とするとともに、来訪者増加による遺跡の損壊など世界遺産で憂慮される問題等に対する具体的対策を求めるものであり、史跡地の一体的な保護や周辺景観との調和を図ることについて重視するものであった。

また、新原・奴山古墳群については、『整備基本計画』策定後、古墳群の分布する地形の重要性に鑑み保護の範囲を台地全体に拡大し、道路敷や大規模な農業施設（カントリーエレベーター）敷地等を含めて追加指定している。

このように、『整備基本計画』策定時から状況等の変化があるため、新原・奴山古墳群に関わる地域について再検討を行うこととなった。



1－2 目的

『整備基本計画』のうち新原・奴山古墳群に関わる整備内容について、前提条件が変化したことを踏まえ、現時点で望ましい整備計画を定め、『整備基本計画』に付加するものとして位置づける。また、古墳群のみならず地形を含む遺跡全体の価値を検討し、一体的に活用していくための将来の姿を示すこととする。

1－3 対象範囲

対象範囲は、新原・奴山古墳群の史跡地及び周辺地域である。周辺地域とする範囲は、古墳群の活用に関して視点場や駐車場などの検討を要するため、史跡地外である古墳群の近隣地も対象となる。また、来訪者の誘導等に関してはさらに広域での検討が対象となる。



撮影 吉村靖徳

写真-1 新原・奴山古墳群と周辺（南東から）

2 国指定史跡「津屋崎古墳群」新原・奴山古墳群の概要

2-1 津屋崎古墳群の概要

津屋崎古墳群は、玄界灘に面した福岡県福津市北部の丘陵および台地上南北8km、東西2kmの範囲に分布する。北から勝浦井ノ浦古墳、勝浦峯ノ畑古墳、新原・奴山古墳群、生家大塚古墳、大石岡ノ谷古墳群、須多田古墳群、在自剣塚古墳、宮地嶽古墳などからなる。現存する古墳の総数は60基（前方後円墳16基、円墳43基、方墳1基）で、規模と集中度は九州北部における代表的な古墳群と言える。築造年代は5世紀から7世紀にわたり、大形墳に注目すると北から南への変遷を窺える。なお、本古墳群の臨む低地は近世に干拓が行われるまで、入海が深く入り込んでいたことが判っている。これまでに調査された古墳では、朝鮮半島の影響を受けた特色ある埋葬施設や豊富な副葬品が確認されている。また、宮地嶽古墳は、奈良県石舞台古墳などと並び我が国を代表する巨石を用いた横穴式石室(全長23m, 全国第2位)を有し、国際色豊かで豪華な副葬品は国宝に指定されている。本古墳群は、その規模から有力地方豪族が築いたとみられ、被葬者については『古事記』・『日本書紀』に三女神を祭る氏族として記される胸形(肩)君一族である可能性が高い。

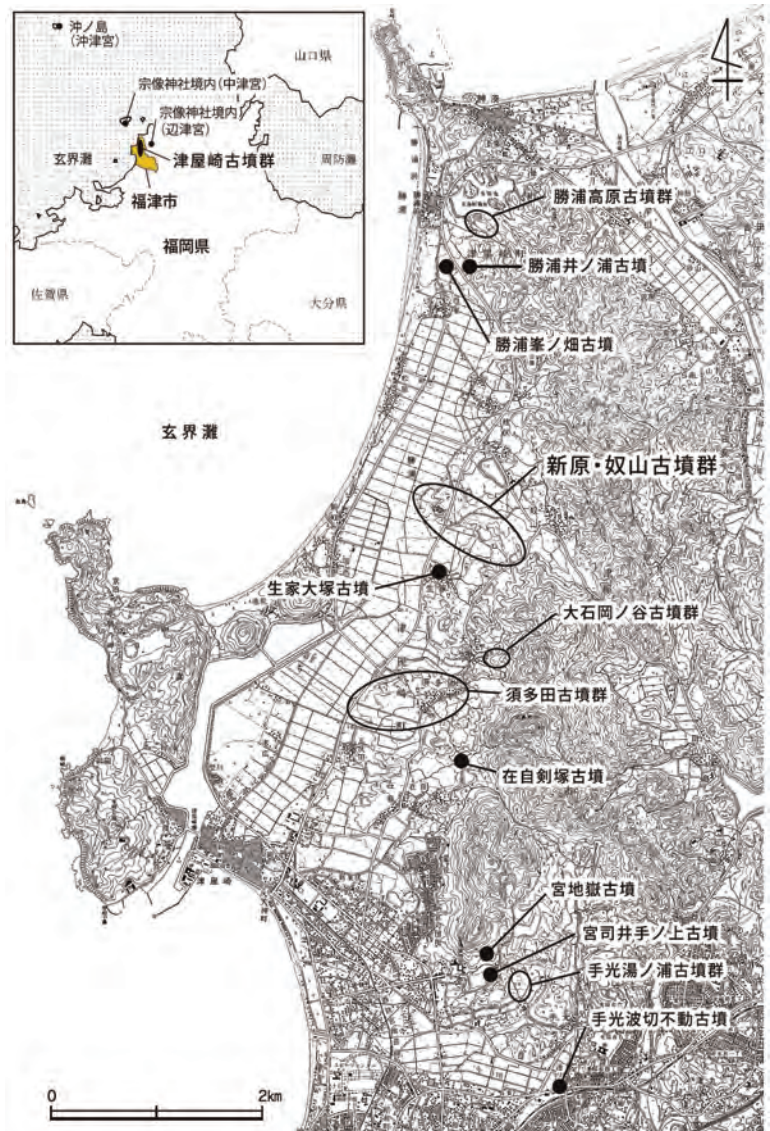


図-1 津屋崎古墳群の分布

2-2 新原・奴山古墳群の概要

(1) 新原・奴山古墳群の概要

新原・奴山古墳群は、現在までに総数59基が確認されている。そのうち41基が現存し、内訳は前方後円墳5基、円墳35基、方墳1基である。台地西寄りに大形前方後円墳の22

号墳を中心に 12 号墳や 30 号墳などの前方後円墳と 20 号墳などの大形円墳が分布し、その周辺に中小の古墳が多数分布する。これまでの調査等により、これらは 5 世紀から 6 世紀にかけて築造されたと推定されている。22 号墳は本古墳群最大規模の墳長 80m と推定されている前方後円墳で、葺石と埴輪を備える。埋葬施設は未調査である。30 号墳は墳長 54m の前方後円墳で葺石を備える。埋葬施設は未調査である。21 号墳は直径 17m の円墳で、墳丘上に鎌倉時代の板碑群（福岡県指定有形文化財）がある。

新原・奴山古墳群では、1975 年以降、県道（現国道 495 号）改良工事や農協施設建設、圃場整備等に伴い 9 次につながる発掘調査等が行われている。これまで発掘調査が行われたものに 1～6 号墳（1 次・2 次調査）、44・45 号墳（8 次調査）、49～59 号墳（7 次調査）、7・25 号墳（9 次調査）などがある。

1 号墳は墳長 50m の前方後円墳で、埋葬施設は横穴式石室である。ガラス小玉、手斧、衝角付冑（小札鋌留式）、鋳、短甲（鋌留式）、頸甲、肩甲、直刀、剣、短剣、鉄鏃、鹿角刀装具片、鏝、錐、鏝、鉄鉗、大形鋸状鉄器などが出土した。

5 号墳は直径 13m の円墳で、埋葬施設は横穴式石室である。墳丘中から多量の共献土器が検出され、希少な皮袋型土器も出土している。

44 号墳は、直径 15m の円墳で、6 世紀中頃から後半にかけて築造された群集墳の一つである。1995 年、圃場整備に伴い発掘調査が行われ、記録保存後消滅した。埋葬施設は横穴式石室で前室と石棚を備える。玄室から金環、鉄鏃、鞍金具、刀子、大形鋸、前室から鉄斧、鏝、ヤス、鉋形鉄製品などが出土した。

7 号墳は一辺 24m の方墳で、1988 年に墳丘測量と範囲確認調査が行われている。宗像地域において方墳は希少であり、長方形墳を除けば宗像地域唯一の方墳と言える。墳丘上に玉砂利が敷き詰められ、鉄斧や琥珀原石が表面採集されたことなどから、古墳であると同時に古墳群築造に際しての祭壇とする説がある。出土した須恵器から 5 世紀前半の築造と推定されている。また、7 号墳では 2014～2015 年に地中レーダー探査と墳丘中央の腐植土除去を主とした確認調査を行っている。その結果、地中レーダー探査によって埋葬施設と考えられる強い反応が得られ、その深さや範囲が明らかとなった。一方、祭壇かどうかについては立証が困難であり、類似する遺跡との比較による研究を進めている。

25 号墳は、2014～2015 年に墳丘法面の保存修理に伴う事前調査を行った。崩落した墳丘の除去と墳丘盛土断面の記録を行い、10～30 cm 程度のほぼ水平方向の層状盛土が確認された。須恵器や葺石とみられる多数の石材が出土した。



写真-2 新原・奴山 12 号墳全景



写真-3 新原・奴山 30 号墳全景



写真-4 新原・奴山1号墳の石室



写真-5 新原・奴山5号墳の調査



写真-6 新原・奴山7号墳の調査



写真-7 新原・奴山25号墳の調査

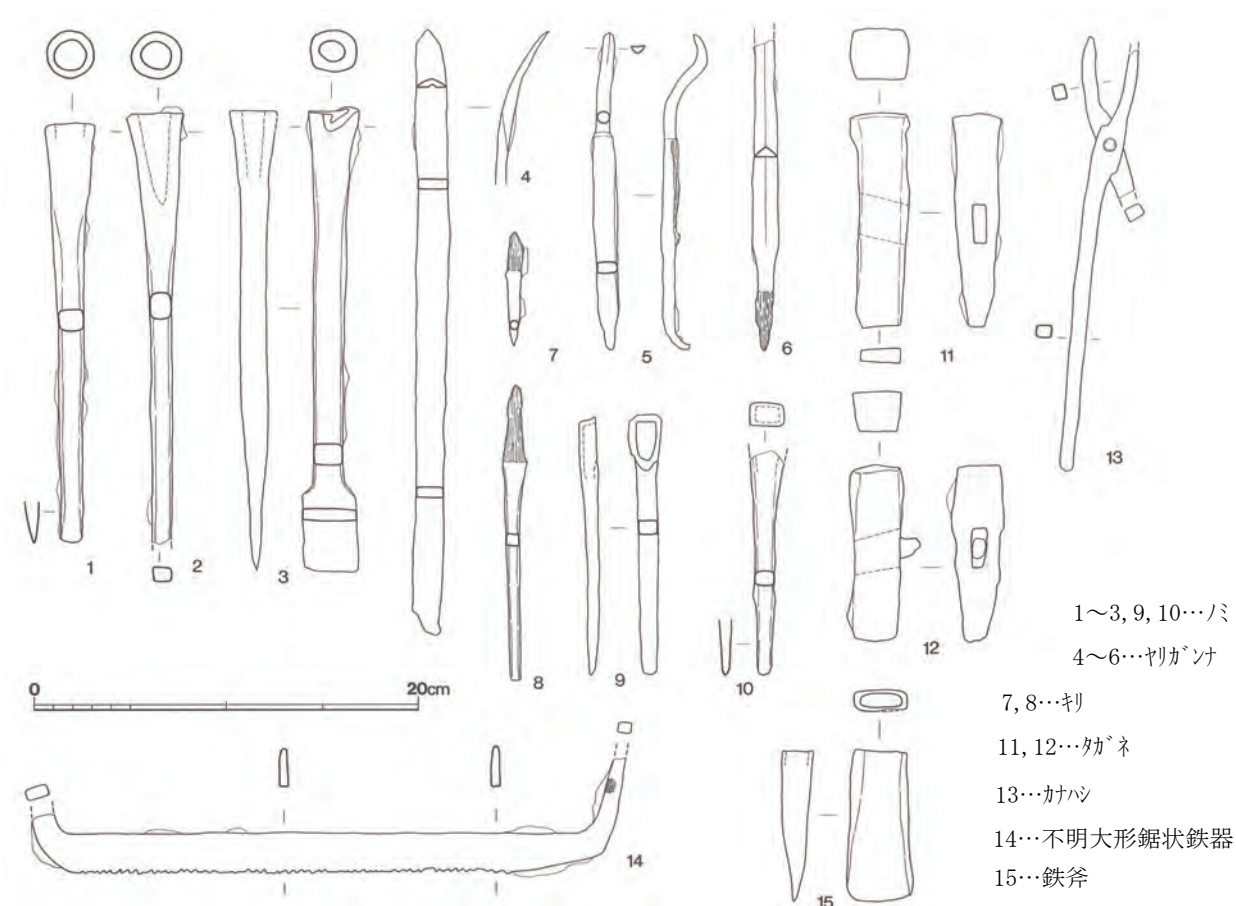


図-2 新原・奴山1号墳出土遺物実測図 (『新原・奴山古墳群』1989より転載, 加筆)



図-3 新原・奴山古墳群と周辺遺跡
 (『新原・奴山古墳群Ⅱ』2001 から転載)

※赤線は圃場整備区画

(2) 新原・奴山古墳群の価値

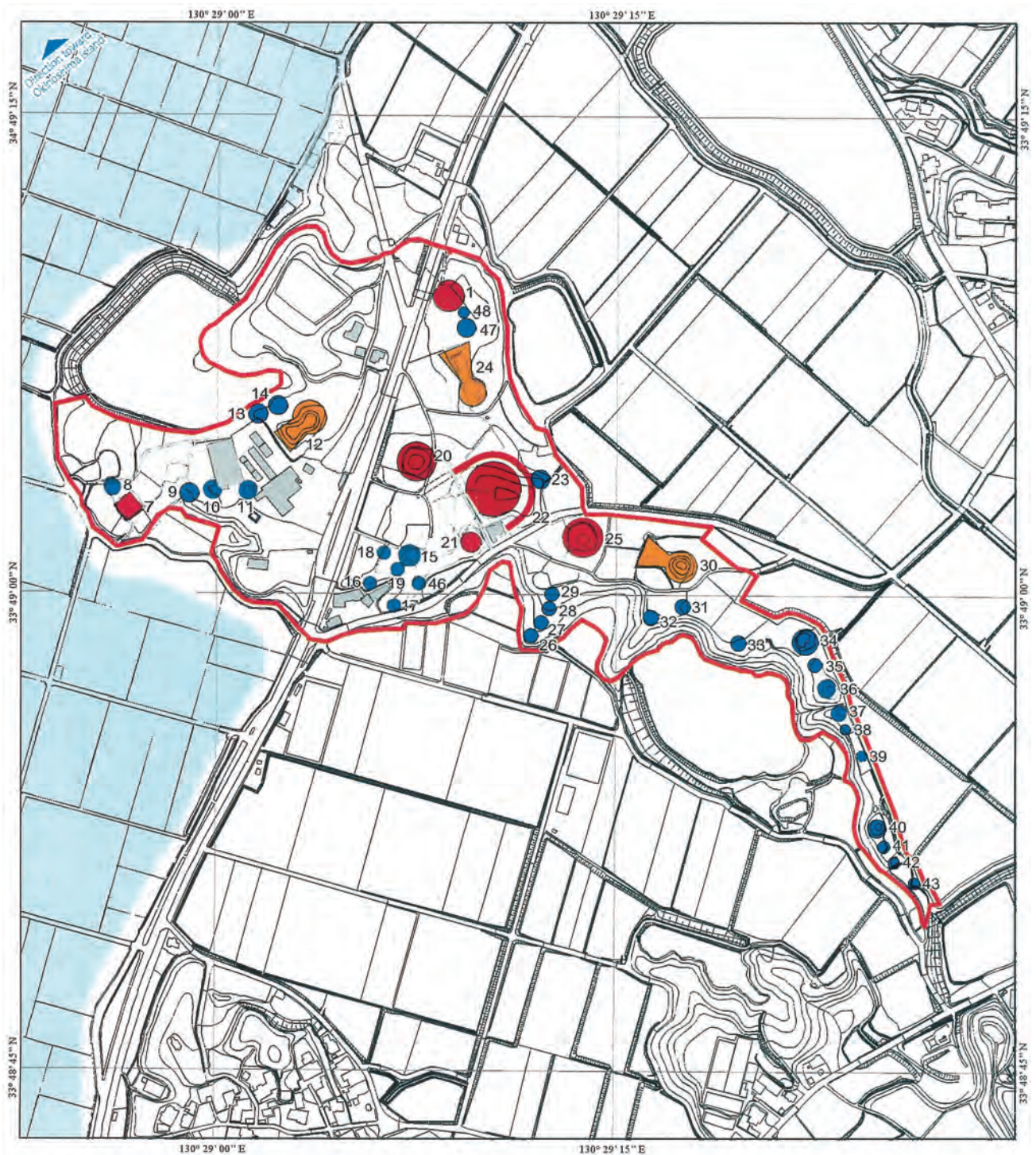
津屋崎古墳群（5～7 世紀）において、新原・奴山古墳群には 5 世紀から 6 世紀にかけて古墳が築かれ、5 世紀における胸形君一族の首長墓の一つとみられる 22 号墳（前方後円墳、墳長 80m）が築造されている。また、新原・奴山古墳群は、津屋崎古墳群のなかで最も古墳の集中度が高く、規模と形態についても前方後円墳や大形円墳のみならず方墳や中小規模の円墳が混在する。さらに古墳群は分布する地形を含め、築造以来概ね良好な保存状態で現在まで伝えられている。

新原・奴山古墳群の築造された東西約 800m の台地のうち、西寄りの部分は平坦部が広く 5 世紀前半から 6 世紀中頃にかけて前方後円墳と大形墳が築かれている。最も大きな 22 号墳がそれらの中心的位置にある。22 号墳の後円部径は 54m、前方部端が確認できていないものの、くびれ部を検出していることから前方後円墳であり、その墳丘長は 80m 程と推定されている。また、墳丘は後円部 3 段、前方部 2 段に築かれていると推定されている。周溝を含めた全長は 95m 程と推定され、周溝の外側にさらに周堤をもつ部分があるため、周堤を含めると全長 100m を超える古墳であったと推定されている。22 号墳の周囲に前方後円墳の 1 号墳（墳長 50m）、12 号墳（墳長 43m）、24 号墳（墳長 53.5m）、30 号墳（墳長 54m）と大形円墳の 20 号墳（径 30m）、25 号墳（径 36m）が分布している。7 号墳（1 辺 24m）は古墳群で唯一の方墳であり、台地西端の旧入海を望む位置に築造され、古墳群築造開始に際して祭壇を兼ねたという説がある。

前方後円墳と大形円墳の縁辺には、中小の円墳群が分布する。その規模は径数 m ～ 20m 程である。これらの円墳は 6 世紀中頃から後半の期間に集中して築造されており、この時期各地で盛行する群集墳として前方後円墳と大形円墳とは被葬者の階層が異なると考えられている。

新原・奴山古墳群は地形とともに一体的に保存されているため、今後の調査研究の進展により、各古墳へ向かう通路や葬送儀礼等を行った空間の存在が確認される可能性がある。なお、個別の古墳において、12 号墳は盾形の平坦面（基壇）を墳丘周囲に伴い、22 号墳は古墳時代中期に特徴的に出現する帆立貝形古墳と呼ばれる前方後円墳とみられる。7 号墳も宗像地域において希少な方墳である。未解明ながらこれらの特色ある古墳の形態は、古墳時代における一定の秩序や社会体制を反映しているとみられ、ヤマト王権との関わりや他地域との交流などを具体的に物語る要素と考えられる。

このように新原・奴山古墳群は、津屋崎古墳群が築かれた期間において長期にわたり古墳築造を続けており、5 世紀代の首長墓を含むとともに最も集中して古墳が築かれている。規模や形態の様々な古墳が分布することから古墳時代の階層秩序等を窺うことができ、特色ある古墳の形態は今後の調査研究により、社会体制や地域間交流などの解明につながる重要性を内包している。また、古墳群のみならず地形全体を広く保護しており、多くの空間情報を一体的かつ重層的に保存していることは、古墳群造営において想定される様々な事象の解明につながる可能性を秘めている。以上のように、新原・奴山古墳群は歴史的に高い価値を有する重要な遺跡である。



凡例

史跡指定地

旧入海範囲

5世紀築造の古墳

6世紀前半築造の古墳

6世紀後半築造の古墳

※ 数字は古墳番号を示す

※ 点線は消失部分

SCALE 1:6,000

0 50 100 250 500 m



図-4 新原・奴山古墳群の築造年代

(『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産一覧表記載のための推薦書』から転載，一部加筆)

(3) 新原・奴山古墳群と入海

津屋崎海岸部の白石浜と国道 495 号との間に南北に延びる低地は、かつて入海で江戸時代には有千潟^{ありちがた}、桂潟^{かつらがた}と呼ばれる干潟を形成していた。17 世紀後半の新田・塩田開発で干拓が行われ、現在では南の一部を残すのみである。ボーリング調査の結果、約 5,000 年前（縄文時代）の海岸線が推定されている（図-5）。海岸線は津屋崎海岸から北東に 5km 以上も入り込んでいる。水深のある入海が存在し、入海の開口部分は南西側だけだったとみられる。

『筑前国続風土記』（1709 年）には、「荒司村の北、津屋崎の間、むかしはがたなり。これを有千潟と云。」「むかしは津屋崎より勝浦村まで、入海にて潮みち来り、潮干ぬれは、干潟と成しが、寛文十一年（1671 年）がたを新田に開きて八十六町となる。」「むかしは勝浦と津屋崎の間は、皆入海なりし故、此所は両方に海有て、海中にある道なれば、海の中道とはいへるなるへし。」と記述がある。また『慶長年間筑前国図』には津屋崎の入海がはっきりと描かれている（図-6）。同様に宗像市の釣川流域でもボーリング調査によって、入海ないし干潟の存在が推定されている。

胸形君一族が栄えたこの地域には、対外交渉に用いる船舶のための港が存在していたと考えられる。その候補地のひとつに新原・奴山古墳群から望む入海が挙げられる。



図-5 西山断層系の推定位置と縄文時代の海岸線（太線）

黒点はボーリング資料の得られた位置（『宗像市史』通史編より）

出典：下山正一（1997）「釣川平野の発達史－縄文の海と古代の海」『宗像市史 通史編』第一巻自然・考古

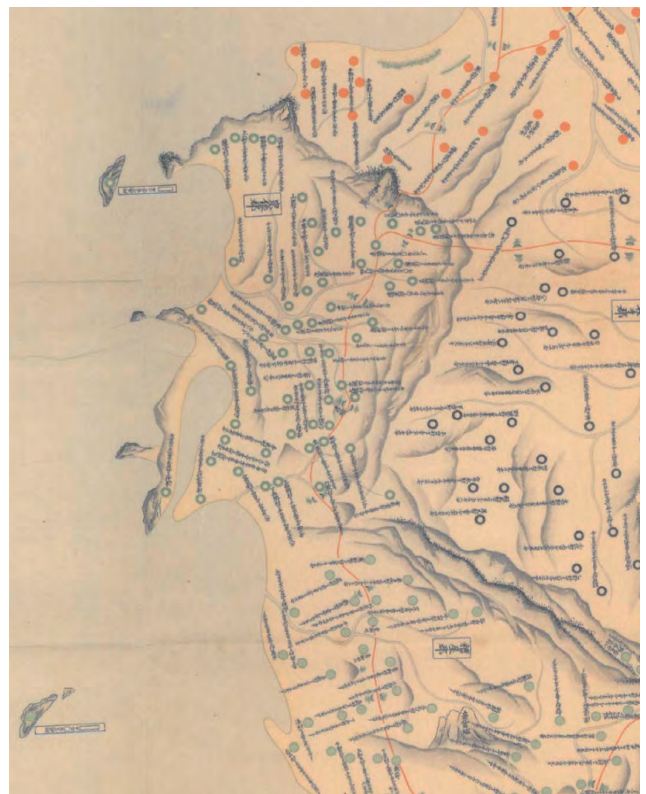


図-6 慶長年間筑前国図（江戸時代初頭）

（『福岡県史資料』第2輯付図（福岡県立図書館蔵））

2-3 史跡指定の経緯と調査履歴

新原・奴山古墳群に関わる現在までの史跡指定に係る事項とこれまでの調査等及び関連報告書を以下の表に示す。

表-1 史跡指定に係る事項及び調査履歴等

1940 年	赤間太郎氏によって新原・奴山古墳群が『考古学』に紹介され、古墳群が知られる端緒となる。
1969 年	宗像大社祭祀遺跡総合調査団によって作成された宗像地域の遺跡地名表に古墳群が収録される。
1972 年	福岡県遺跡等分布地図の基礎資料として、台帳と地図を作成する。
1976 年	県道（現在の国道 495 号）建設工事に伴う、新原・奴山古墳群の 1 号墳から 4 号墳の発掘調査 報告書：『新原・奴山古墳群』1977（福岡県文化財調査報告書第 54 集）
1977 年	福岡県教育委員会『福岡県遺跡等分布地図（宗像郡編）』に古墳群が記載される。
1980 年	カントリーエレベーター建設に伴う、新原・奴山 5・6 号墳の発掘調査 報告書：『奴山古墳群』1981（津屋崎町文化財調査報告書第 3 集）
1985～1988 年	重要遺跡確認調査として新原・奴山古墳群において墳丘測量を中心とした基礎資料作りを 4 ヶ年かけて実施する。 新原・奴山古墳群の前方後円墳 5 基、方墳 1 基、円墳 34 基の測量調査 報告書：『新原・奴山古墳群（中間報告）』1987（津屋崎町文化財調査報告書第 5 集）、『新原・奴山古墳群』1989（津屋崎町文化財調査報告書第 6 集）
1995 年	圃場整備に伴う、新原・奴山古墳群 49 号墳から 59 号墳の発掘調査 圃場整備の水路工事に伴う、新原・奴山古墳群 44・45 号墳の発掘調査 報告書：『新原・奴山古墳群Ⅱ』2001（津屋崎町文化財調査報告書第 17 集）
2005 年	新原・奴山古墳群 27 基を含む津屋崎古墳群について国史跡指定がなされる。
2011 年	新原・奴山古墳群のうち条件の整った 13 基を含む土地について追加指定がなされる。
2014 年	勝浦古墳群及び生家大塚古墳の一部、新原・奴山古墳群 1 基と台地全体を含む土地について追加指定がなされる。
2014～2015 年	新原・奴山 25 号墳の保存修理工事に伴う事前発掘調査 新原・奴山 7 号墳の確認調査及び地中レーダー探査
2015 年	新原・奴山古墳群の一部を含む土地について追加指定がなされる。

2-4 既存の整備計画の概要

2008年3月に策定した『整備基本構想』では保存整備の基本理念を「古代から未来へ、貴重な文化遺産である津屋崎古墳群を保全し、福津市の象徴として市民に親しまれる整備を目指す」と定めた。また、「古墳群の整備は保存と調査を前提とする」、「損傷を受けている古墳は、修復を行う」、「古墳群の価値や特性を体系的に展示・案内・収蔵する施設の整備を行う」、「文化遺産の保存・活用の拠点、市民の歴史活動の拠点施設とする」といった方向性を示した。

『整備基本構想』を具体化することを目的として、2011年3月『整備基本計画』を策定した。整備を進めるにおいて、古墳群全体を4つのゾーンに大別し、各ゾーンの史跡地外に案内・便益施設を整備するほか、うち1ヵ所については拠点施設とし、拠点施設とゾーン毎の案内・便益施設を整備し、古墳群探訪の利便性を図ることとした。今後の整備に向けた保存活用の方針として「全てを公開対象とする“まるごと公開遺跡（仮称）”と位置付ける」、「“保存管理計画”を策定し、これに基づいた保存を進める」、「景観の保全と一層の向上に市民と共働で取り組む」と定めた。また、「保存は緊急性や社会情勢の変化に鑑みながら段階的な対応を行う」、「当面、遺構の保存のための木竹の整理を行う」、「主要な古墳は調査結果に基づき順次修復する」、「古墳群の成立と関係の深い周辺環境も保全する」などの方針を定めた。



図-7 奴山・生家ゾーン完成予想図（『整備基本計画』から転載）

新原・奴山古墳群についてはその特性を生かした活用方針として、「最も古墳の密集度が高く、様々な活用が可能な場所と考えられる。古墳の規模・形状が様々にあり比較できるため、一部の古墳では墳丘や葺石の復元を試み、全体像や整備手法の違いが分かるよう整備を行う。」としている。また、海への眺望などが優れた古墳群として、史跡地近隣の東と北の2方向から眺望する地点が視点場として検討されている。

保存についての段階的な対応では、出来るだけ短期の中で古墳群の見通しをよくし、毀損部の修復に着手する方針としている。木竹の整理については、木竹に被われた古墳は内外からの見通しが悪く、その根は墳形を崩すとともに石室等に浸水する原因となるなど古墳の保存に悪影響を及ぼすことから、伐採と除根を実施することとしている。その際、景観面と保存面の影響を判断しつつ進め、特に古墳遺構への影響が大きい部分の木竹について、段階的に根も含め整理し、併せて地被類等で表面の養生を進めるとしている。

なお、史跡指定地の公有化が終了したものから順次調査を行い、その結果を反映した墳丘の修復を行い、周溝・周堤についても表示するなど、古墳の全体像が分かりやすい保存修復を行い、国道建設や宅地造成に伴い大きく損なわれた地形は、可能な範囲での再現が必要としている。

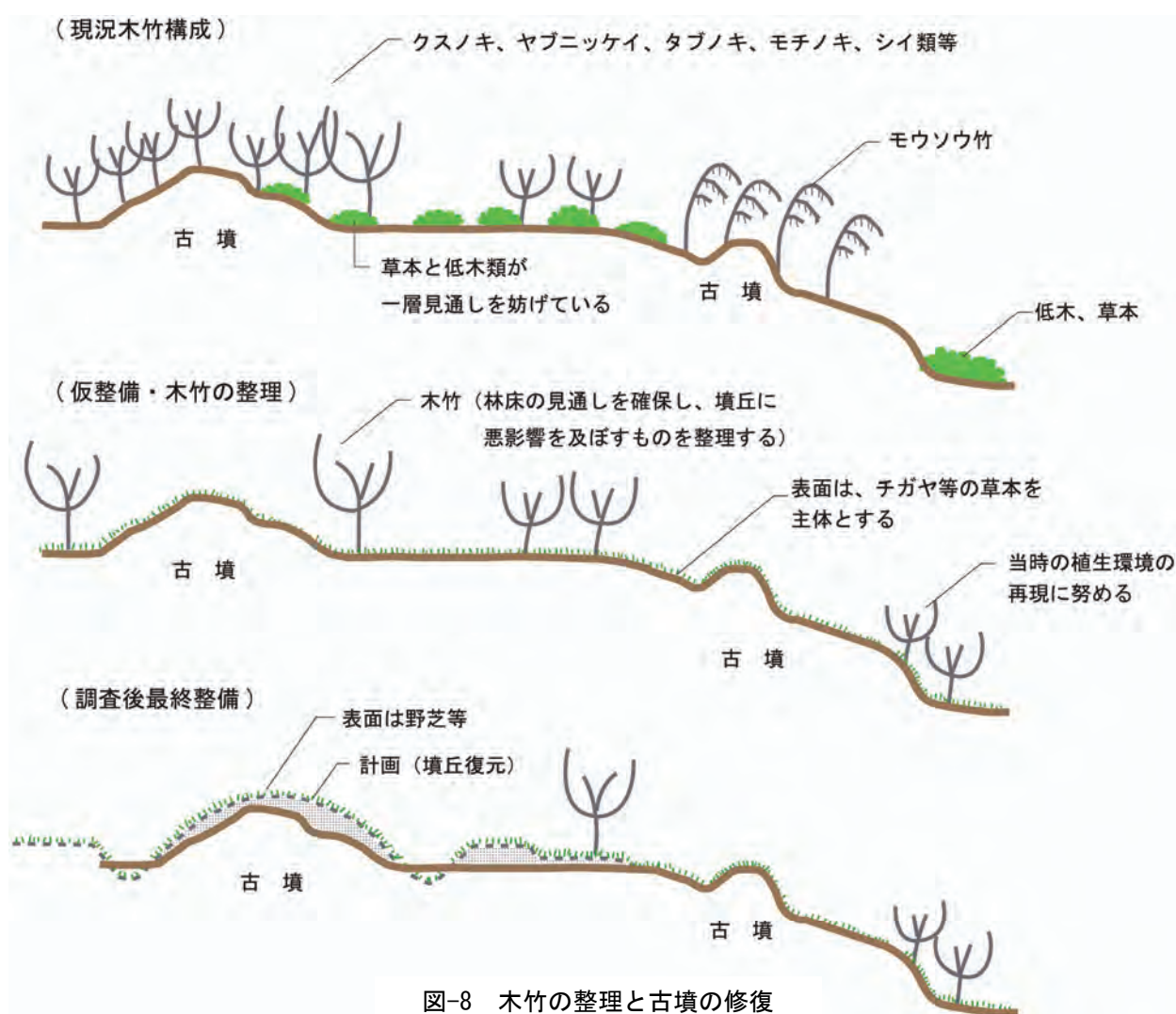


図-8 木竹の整理と古墳の修復

(『整備基本計画』から転載)

3 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産として

3-1 資産の概要

玄界灘の中央に位置する沖ノ島では、日本と大陸との活発な対外交流が行われた4世紀後半から9世紀末まで海を越えた交流の成就を願う祭祀が行われ、約500年間に及ぶ古代祭祀の変遷を考古学的に示す遺跡がほぼ手つかずの状態で見守られてきた。

海に生きた人々の拠点であった陸地側の入海や台地、そして島へと続く海という周辺環境の中で「神宿る島」に対する信仰は育まれ、「神宿る島」沖ノ島は守られてきた。5～6世紀に築かれた新原・奴山古墳群や、7世紀後半から宗像三女神をまつり続けてきている大島の宗像大社中津宮、九州本土の宗像大社辺津宮など、沖ノ島へと続く海と結びついた資産が宗像地域には展開している。宗像大社沖津宮（沖ノ島）を遥拝するために大島に設けられた宗像大社沖津宮遥拝所もその一つで、「神宿る島」に対する信仰の伝統は現在まで受け継がれてきている。

本資産は、4～9世紀の考古遺跡や現在まで続く信仰の場としての性格をもつ上記5つの資産からなり、「神宿る島」に対する崇拝の文化的伝統が古代祭祀の変遷において三女神の信仰を生み、現在まで継承されてきた過程を物語る稀有な資産である。



写真-8 上空からみた資産および周辺環境

(『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産一覧表記載のための推薦書』から転載)

3-2 新原・奴山古墳群の世界遺産としての価値

新原・奴山古墳群は旧入海に面し、本土から沖ノ島へと続く海を望む台地上に、5世紀から6世紀にかけて築かれた41基の大小さまざまな墳墓が一体を成している。その在り様は宗像氏という集団の性格を長い期間にわたって示していると言える。全体的にみて各古墳の保存状態も良好で、さらに海を望む台地全体を資産範囲として保護を図っている。以上から、新原・奴山古墳群は対外交流の担い手として沖ノ島での祭祀を行い、その信仰の文化的伝統を育んだ宗像地域の人々の存在を最もよく表す遺跡として、宗像地域に数ある古墳群の中から『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産として選定されている。



図-9 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の資産

(『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産一覧表記載のための推薦書』から転載)

3-3 新原・奴山古墳群の世界遺産としての保護の概要

(1) 包括的保存管理計画について

資産全体の保存管理の方法を示すものとして福岡県・宗像市・福津市により、『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（以下、『包括的保存管理計画』という。）』が2015年3月に策定されている。

『包括的保存管理計画』は、本資産を人類共有の資産として将来の世代へ継承していくことを目的とし、資産の保存管理、緩衝地帯の管理、資産の公開・活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示している。同計画では「世界遺産条約履行のための作業指針」のほか関連する憲章や勧告を踏まえ策定している。

本資産は、全範囲が文化財保護法に基づく史跡に指定されており、現状変更行為の厳しい制限によって保護が講じられている。緩衝地帯は、構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する要因が生じないように、5つの資産を包含する陸域・海域の範囲に設定し、景観法をはじめとする各種法令等により保存措置が講じられている。

(2) 新原・奴山古墳群の保存管理及び公開・活用方針（『包括的保存管理計画』から抜粋）

保存管理方針

- ・古墳（地下遺構：周溝、埋葬施設、埋蔵遺物／地上遺構：墳丘、周堤、葺石）、自然・人為的地形について、各要素の特性に応じて厳密な保護を図る。
- ・居住や事業を目的とした施設の新築・増築・改築は、構成資産に与える影響を十分考慮し、地下に埋蔵されている遺構・遺物に影響を与えないことを前提とする。
- ・構成資産内を通過する道路について、公益上必要な最小限のものを除き、顕著な普遍的価値の保護の観点から新設又は既存のものの拡幅を認めない。また、道路が顕著な普遍的価値へ与える影響を十分考慮し、修景等を検討する。
- ・資産範囲に位置する大型農業施設等について、撤去とその後の跡地整備について専門家を含む委員会で検討する。
- ・削平などによって墳丘が崩落する危険性のある古墳について、崩落防止のための保護措置を検討する。修復の手法は発掘調査成果に基づいて専門家を含む委員会において検討する。

公開・活用方針

- ・散策路や解説板・案内サインを整備し、様々な規模・形態からなる古墳群の特色と共に、台地上の立地や海との関係等、新原・奴山古墳群の空間構成を解説する。
- ・周辺の丘陵に視点場を整備し、大島から沖ノ島へと続く海域や旧入海との関係について、眺望景観により解説する。
- ・周辺にフットパスを設定し、旧入海の変遷、津屋崎古墳群との関係、地域の人々の暮らしや農業との関わり等、資産と周辺環境との関係について解説する。
- ・公開・活用施設整備を検討し、出土遺物の展示を併せて資産全体及び新原・奴山古墳群の価値を解説する。

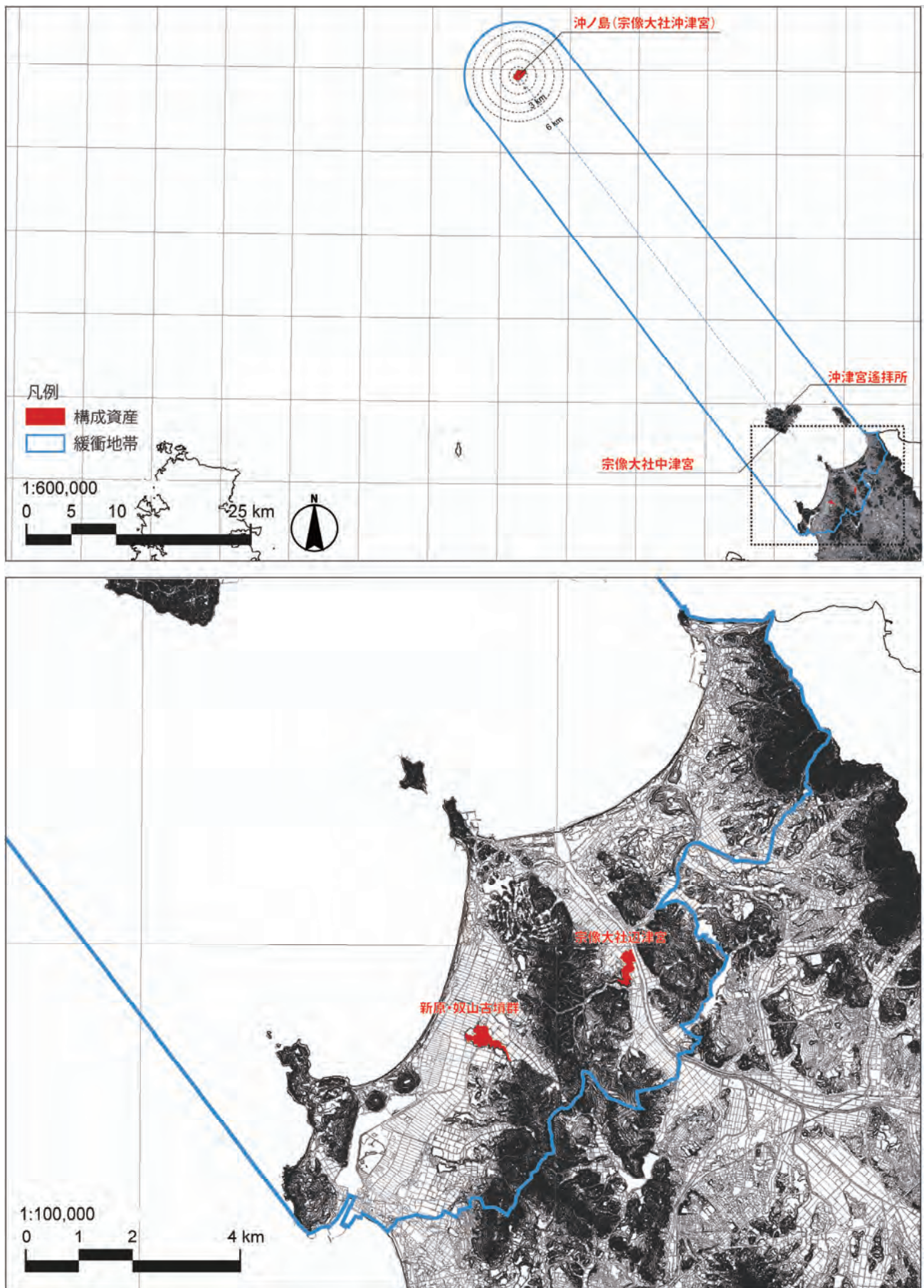


図-10 緩衝地帯の範囲

(『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画』から転載)

(3) 景観計画等による周辺景観の保全

福津市は2014年3月に策定した景観計画において緩衝地帯を景観重点区域に位置づけており、景観条例の行為制限等により資産と一体となった景観の保全・形成を図っている。また、福津市は屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示や設置についても規制を設けている。

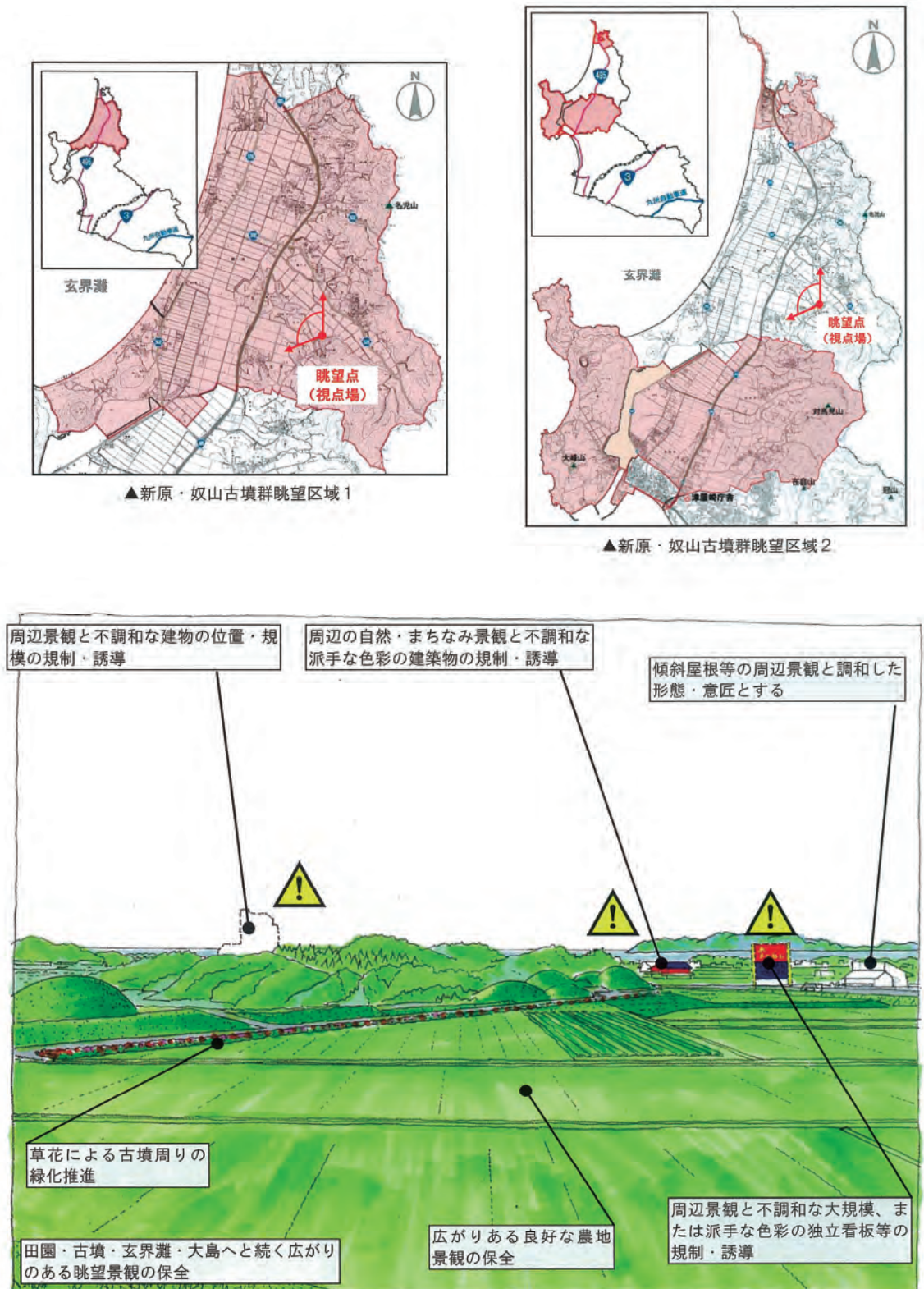


図-11 景観形成の考え方（福津市景観計画から転載）

(4) 景観計画におけるフットパスの位置付け

景観計画では、地域住民の長年にわたる自然への働きかけや、風土に根ざした伝統的な生活様式、土地への愛着などの結果として生み出され、維持されてきた「身近な生活景観」を大切にしたい景観づくりを進めるため、“フットパス”に着目している。

フットパスとは、日常は主として地域住民が利用する生活道路のことで、いわば「暮らしの小道」とも呼べるものである。生活道路は自転車や歩行者が頻繁に利用し、自動車もゆっくりとした速度で通行する。地域住民や来訪者がゆっくりとした速度で利用するため、道端に咲く花など小さなものにまで目が届きやすく、様々な景色を楽しむことができる。景観計画では、このフットパスから「身近な生活景観」を保全・育成していくこととしている。

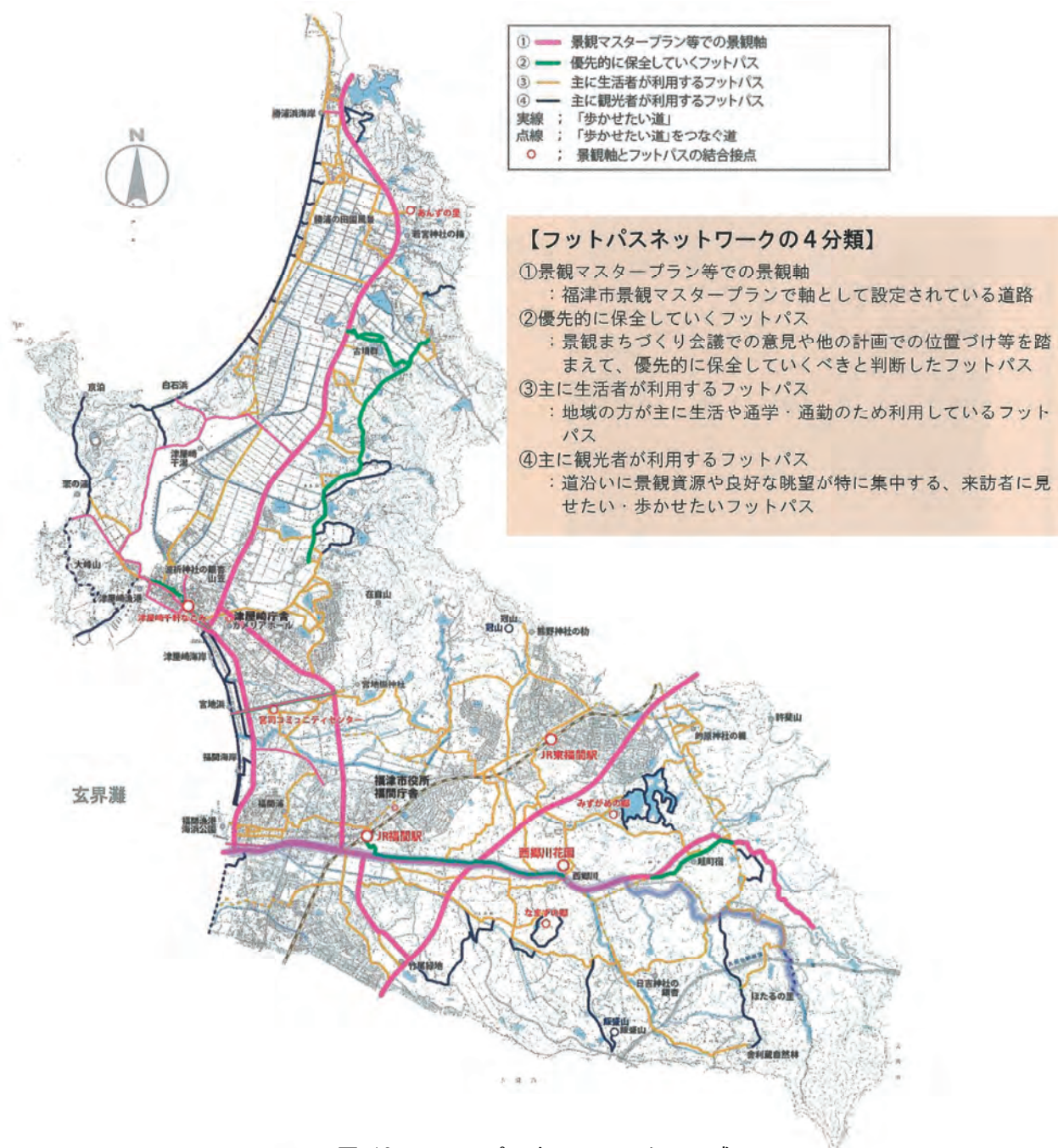


図-12 フットパスネットワークの形成

(『福津市景観計画』から転載)

4 近年の動向

4-1 史跡としての動向

『整備基本計画』策定後、津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群は古墳群の分布する地形の重要性に鑑み台地全体の保護を図る方針となった。その結果、史跡指定地は道路敷や大規模な農業施設（カンントリーエレベーター）敷地、溜池の一部を含む台地全体へと範囲を拡大することとなった。



図-13 2012年以前の史跡保護の範囲（左）とその後拡大した範囲（右）

4-2 世界遺産登録に向けた動向

津屋崎古墳群は2009年1月に世界遺産候補「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産として世界遺産暫定リストに記載された。その後、世界遺産登録に向けた検討の中で、2012年7月に津屋崎古墳群のうち新原・奴山古墳群のみが構成資産に絞り込まれることとなった。新原・奴山古墳群は世界遺産候補の構成資産として保護を図るとともにその価値を正しく伝える必要があり、世界遺産としての価値を損なうことのない整備手法を求められている。これについては、「世界遺産条約履行のための作業指針」及び「考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章」に基づく保存管理が必要であり、その定めるところでは発掘調査や復元による整備手法は慎重に行われるべきとされている【巻末資料参照】。

5 現状と課題

5-1 現状

新原・奴山古墳群は、国指定史跡「津屋崎古墳群」の一部として指定されており、41基の古墳群は立地する台地と共に保存されている。また、旧入海の田園風景や海への眺望といった周辺環境についても保全状況は概ね良好である。

一方で、古墳の周囲の土地は近世以降農地として利用されてきたため、墳裾部が削平を受け、30・34号墳は墳丘の一部が崩落、43号墳の石室が露出するなど、墳丘形態が一部改変されている。また、1976年から1980年にかけて、国道や大規模な農業施設の建設により、部分的に古墳が削平されるなど開発の影響を受けている。

近年では、2013年6月の集中豪雨により25号墳の墳丘南側が崩落した。この25号墳については2014年～2016年に墳丘法面の安定化を実施している。

新原・奴山古墳群は一部私有地を除き公開しているが、散策路等は未整備である。現在の来訪者数については、2013年度の新原・奴山古墳群のガイド・ツアー参加者が1400人であるが、実数は把握できていない。津屋崎古墳群では史跡整備後の来訪者数を年間3～5万人と試算している。

5-2 課題の整理

史跡地の一体的な保存と活用及び周辺景観の調和に留意した史跡整備を進める観点から、保存、活用、景観保全の区分で課題の整理を行う。

(1) 保存上の課題

保存状況の良い古墳群ではあるが、墳丘に改変を受けたもの、豪雨による墳丘崩落が生じたもの、過去に石室が開口していたものなど以下の課題がある。これらに対し計画的な保存整備を行う必要がある。

- a 道路建設等により墳丘が失われたものがある。
- b 永年の耕作等により墳裾が削られ、急勾配の法面がある。
- c 台風に伴う豪雨等により墳丘の崩落が生じている。
- d 永年の耕作等により墳丘が消失し、石室が露出している。
- e 盗掘等により墳丘が陥没している。
- f 過去に石室が開口し応急的に埋め戻した古墳がある。
- g 溜池（月花池、新原池、招池）により地形が浸食されている。

(2) 公開活用上の課題

古墳群は現在まで整備を実施していないため、散策路等が示されていない。来訪者が増加した場合に備え散策路やサインなどを設置し、遺跡の保存上問題のある場所については立ち入らないように誘導する必要がある。また、古墳群の価値を説明する上で重要である視点場、出土品等を展示する文化財公開施設、来訪者に対応する駐車場が未整備である。また、世界遺産登録後は世界遺産としての価値の伝達も必要であり、以下の課題が設定される。

- a 公開範囲と散策ルートの設定
- b 史跡地内道路の安全な横断
- c サイン、案内板、解説板などの設置
- d 老朽看板、廃井戸、火葬場跡の除却
- e 水路の安全対策
- f 来訪者の実数の把握
- g 拠点等ガイダンス施設
- h 視点場、駐車場、便益施設

(3) 景観保全上の課題

台地上は草本主体の部分と樹林やスギ・ヒノキの人工林、竹林となった部分がある。樹林やスギ・ヒノキの人工林、竹林には風倒木や枯損木が多く見られ、荒廃が進んでいる。また、史跡地には大規模な農業施設や産業廃棄物処理施設が建設されているなど、以下の課題がある。

- a 大規模な農業施設の撤去と跡地整備
- b 産業廃棄物処理施設の移転と跡地整備
- c 個人住宅
- d 板碑群の囲い柵（21号墳）
- e 人工林に風倒木や枯損木がみられる。
- f 竹林が放置され荒廃が進んでいる。
- g 竹の侵入した樹林で樹木の徒長や枯死が進んでいる。

表-2 新原・奴山古墳群における各古墳の現状

古墳名	墳形	全長/直径 (m)	調査内容	調査年	現存	考古学的知見	現況等
1号墳	前方後円墳	50	発掘	1976	○ 一部残存	葺石確認。横穴式石室から武器・ 武具・馬具・工具等出土。羨道から 鍛冶工具出土	前方部削平(国道)。後円部半 分残存。石室天井石移動、石 室埋め戻すも大破、石材散乱。
2号墳	円墳	13.3	発掘	1976	消滅	浅い周溝あり。横穴式石室から石 鏃と装身具出土。	国道敷
3号墳	円墳	13.5	発掘	1976	消滅	横穴式石室から武器・装身具出 土。羨道から須恵器出土。	
4号墳	円墳	15.3	発掘	1976	消滅	浅い周溝あり。横穴式石室から武 器・馬具・工具・装身具等出土。	国道敷
5号墳	円墳	13	発掘	1980	消滅	横穴式石室から刀子・須恵器出 土。墳丘から古墳築造に伴う祭祀 土器群が出土。	カントリーエレベーター敷地
6号墳	円墳	10.6	発掘	1980	消滅	横穴式石室から武器・工具・装身 具等出土。	カントリーエレベーター敷地
7号墳	方墳	24(一辺)	測量・墳裾確認トレンチ レーダー探査・表面精査	1988 2015	○	墳丘上に玉砂利が敷かれ初期須 恵器片・鉄斧・琥珀原石等出土。 レーダー探査により石室存在の可 能性高まる。	墳丘上中央部に浅い陥没及び 石材露出。墳丘斜面に石材露 出。全面に多量の玉砂利。
8号墳	円墳	10	測量	1988	○		
9号墳	円墳	不明	測量	1988	○		墳丘の大部分削平。
10号墳	円墳	12	測量	1988	○		
11号墳	円墳	12-13.5	測量	1980	○		
12号墳	前方後円墳	43	測量	1988	○	基壇あり。	
13号墳	円墳	14	測量	1988	○		
14号墳	円墳	14	測量	1988	○		
15号墳	円墳	20	測量	1987	○		火葬場が墳丘裾一部削平。
16号墳	円墳	不明	測量	1987	○		
17号墳	円墳	11	測量	1987	○		
18号墳	円墳	10	測量	1987	○		
19号墳	円墳	9.5-11.5	測量	1987	○		
20号墳	円墳	29	測量・墳裾確認トレンチ	1987	○	葺石確認。墳丘から須恵器出土。	
21号墳	円墳	16-17	測量・墳裾確認トレンチ	1985	○	トレンチから土師器出土。	墳丘上に県指定文化財「新原 の百塔板碑」あり。囲い柵老 朽。電線引込柱。
22号墳	前方後円墳	75-80	測量・墳裾確認トレンチ	1985 -1986	○	周溝・周堤あり。埴輪片採集。	墳丘上に旧縫殿宮の祠、参道 の階段あり。鳥居。荒廃林。
23号墳	円墳	12	測量	1986	○		
24号墳	前方後円墳	53.5	測量・墳裾確認トレンチ	1987	○	周溝・周堤あり。須恵器採集。	
25号墳	円墳	35-36	測量・墳裾確認トレンチ	1986	○	墳丘は二段築成。須恵器採集。	陥没、葺石露出。墳丘法面崩 落の安定化実施。
26号墳	円墳	14.5-17	測量	1986	○		
27号墳	円墳	11.5-15.5	測量	1986	○		
28号墳	円墳	12.5-15	測量	1986	○		
29号墳	円墳	10.5-12	測量	1986	○		
30号墳	前方後円墳	54	測量	1986	○		後円部墳頂陥没。後円部復旧 痕が再度崩落。

31号墳	円墳	13	測量	1986	○		原・伏原の小字境の畦畔上に位置。
32号墳	円墳	不明	測量	1987	○	円墳と推定。石材あり。	
33号墳	円墳	8	測量	1986	○		石材一部露出。
34号墳	円墳	24	測量	1986	○	横穴式石室。須恵器採集。	30年前まで開口し、人の出入りあり。土葬により開口部に仮処置するが、現在は陥没。
35号墳	円墳	13	測量	1986	○	須恵器採集。	
36号墳	円墳	16-17	測量	1986	○	横穴式石室。須恵器・土師器採集。	陥没。37号墳との間に水路。
37号墳	円墳	13-14	測量	1986	○	須恵器・土師器採集。	36号墳との間に水路。
38号墳	円墳	9	測量	1986	○	須恵器採集。	
39号墳	円墳？	不明		1986	○ 石室のみ	横穴式石室残存。	最近になって営農中に天井石を確認し埋め戻している。
40号墳	円墳	16-17	測量	1986	○	墳丘で須恵器採集。	
41号墳	円墳	10	測量	1986	○	墳丘で須恵器採集。	
42号墳	円墳	11.5	測量	1986	○	墳丘で須恵器採集。	
43号墳	不明	不明	測量	1986	○	石室周辺部残存。	墳丘流失。石材露出。
44号墳	円墳	15	発掘	1995	消滅	横穴式石室。鋸・ヤス等出土。	
45号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅		
46号墳	円墳	不明	測量	1987	○		
47号墳	円墳	17-19	測量	1987	○		
48号墳	円墳	9.5	測量	1987	○		
49号墳	円墳	12	発掘	1995	消滅	横穴式石室。周溝あり。三連ハソウ出土。	
50号墳	円墳	4.2	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
51号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
52号墳	円墳	12	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
53号墳	円墳	12	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
54号墳	円墳	9	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
55号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
56号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
57号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
58号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	
59号墳	円墳	不明	発掘	1995	消滅	周溝のみ。	

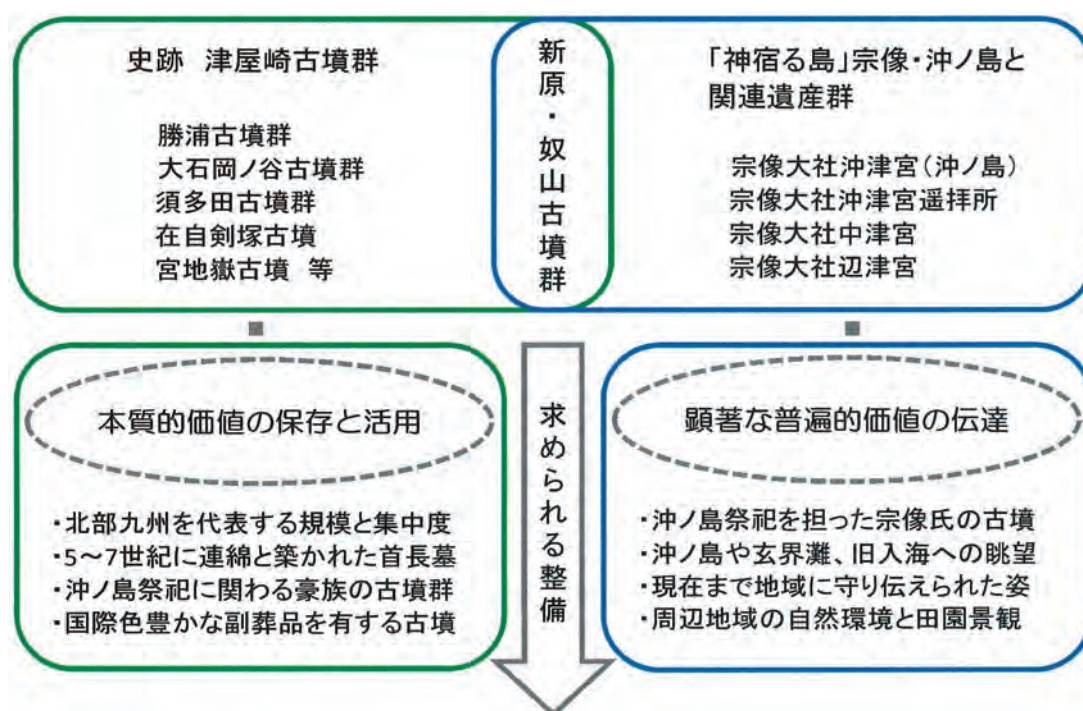
6 整備の理念と方針

6-1 新原・奴山古墳群の整備理念

新原・奴山古墳群を含む国指定史跡「津屋崎古墳群」では2008年3月に策定した『整備基本構想』において保存整備の基本理念を「古代から未来へ、貴重な文化遺産である津屋崎古墳群を保全し、福津市の象徴として市民に親しまれる整備を目指す」と定めた。

その後、新原・奴山古墳群は古墳群の分布する地形の重要性に鑑み台地全体の保護を図る方針となり、道路敷等を含む台地全体へ保護の範囲を拡大したことにより整備計画検討の前提条件に大きな変更が生じた。また、新原・奴山古墳群は「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産であり、沖ノ島祭祀を担った宗像氏の存在を表象する遺跡としての価値を有するため、特に史跡の眺望が整備において重要な要素となっている。

この様な状況を踏まえ、史跡の本質的価値の保存と活用のみならず世界遺産としての顕著な普遍的価値の伝達を目指すため、以下のような新しい理念を付加することとする。



【新原・奴山古墳群の整備に付加する新たな理念】

古墳時代から今に至るまで、沖ノ島へと続く海とともに生きてきた地域の歴史を感じられる古墳群として、史跡の一体的な保護と整備を図り、世界に誇る福津市の宝とする。

図-14 新原・奴山古墳群の整備理念

6-2 整備の方針

『整備基本計画』及び新原・奴山古墳群の整備理念の下、新原・奴山古墳群における今後の整備計画を定めるため以下にその方針を示す。

○ 各古墳の特性を活かし、古墳群としての価値を伝える整備を行う。

良好な状態で残された周堤・周溝などの外表施設や特色ある形態をもつ各古墳の特性を活かし、古墳群としての歴史的・考古学的な価値が伝わるような整備を行う。

○ 古墳群が築造された台地全体の価値の顕在化を図る。

5～7世紀に連綿と築かれた宗像氏の首長墓を含む、北部九州有数の規模と集中度を誇る古墳群として、史跡地である台地全体の価値の顕在化を行う。

○ 沖ノ島祭祀と関わる古墳群として、周辺の環境・景観と調和した整備を行う。

玄界灘および旧入海を望む古墳群の全体像を理解できるよう、視点場を史跡地と一体的に整備し、周辺の景観と調和した古墳群として整備を行う。

○ 来訪者が快適に見学できる環境を整え、古墳群の価値を分かりやすく伝える。

散策路やサイン、便益施設などの整備を行い、展示・解説施設やガイド、パンフレットなども活用しながら住民や来訪者に価値を分かりやすく伝える。

○ 史跡地の一体的な保存活用に向けて、段階的に整備を進める。

道路が史跡地内を通過していることにより、現状では史跡地全体の活用の際に安全上の問題があるため、一体的な史跡地の活用を見据え台地東側から段階的に整備と公開活用を進めていく。

7 整備計画

整備方針を具体的に進めるため、遺構の保存、整備、景観・植栽、公開活用のための施設等、交通・動線に関する計画および事業計画を以下に示す。

7-1 遺構の保存に関する計画

- 崩落や陥没などにより墳丘がき損した古墳について、法面の安定化などの保存整備を進める。
- 崩落の危険性のある古墳については、予防のための保護措置を検討する。
- 溜池による墳丘や地形の浸食に対し保護措置を検討する。

7-2 遺構の整備に関する計画

- 遺構復元や平面表示などにより、古墳群本来の規模や形状などをよく理解できるようにする。
- 石室に開口の履歴があるなど、保存上の問題が懸念される場合は、調査のうえ保存整備を進め内部の公開を検討する。
- 広く遺構や地形が消失している土地については、墳丘や自然地形の復元などを行って、開発の影響の回復に取り組む。
- 遺構表現や復元については、調査研究に基づいて慎重にその手法を検討し、かつ周辺景観に調和したものとする。

7-3 景観および植栽に関する計画

- 活用に係る既存の施設等は周辺景観と調和するように改修等を進める。
- 廃井戸や火葬場跡など管理されていない構造物等の除却を進め、修景を行う。
- 樹林は景観と古墳への影響に配慮しながら、当地域の気候風土に応じた方法で整理と管理を行う。

7-4 公開活用のための施設等に関する計画

(1) 散策路、サインの整備

- 古墳群の価値の伝達、来訪者の安全確保および遺構保存の観点から、台地全体の一体的な保存と活用を目指して、散策路およびサイン等の整備を段階的に進める。
- 散策路に近接する水路など、来訪者に危険を及ぼすものについては安全対策を講じる。
- サイン整備は『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 サインガイドライン』に沿って進め、田園風景を阻害しない形態や色彩、管理のしやすさなどを考慮する。
- サインの位置や数については、遺構と景観への影響に配慮して慎重に決定していく。
- サインの整備は、ガイドマップやパンフレット等による情報提供と連携して行う。
- 既存のサインについては今後のサイン整備のなかで適切に整理を進める。

(2) 視点場、便益施設の整備

- 沖ノ島へと続く海とのつながりをよく理解できる古墳群東側の高台や、墳形や古墳群としての規模や集中度をよく理解できる古墳群の北東側の史跡地周辺において、視点場の整備を検討する。
- 視点場では、眺望解説などを紹介する解説板等を整備する。
- 史跡地内の遺構保存と景観保全のため、視点場に来訪者のための必要最小限な駐車場、トイレ、休憩所等の便益施設の整備を検討する。

(3) 展示解説施設の整備

福津市は今後、福間庁舎への庁舎統合に伴い、津屋崎庁舎の再生整備を行う。その中で市の文化財公開施設として、文化財展示室と世界遺産に関わる展示室等を整備することとしている。各展示室では新原・奴山古墳群を含む市内遺跡出土品の展示を行い、市の体系的な歴史と世界遺産に関する展示や情報発信を行う予定である。これを新原・奴山古墳群の展示・解説施設と位置づけ、副葬品を含んだ古墳群全体の価値について解説する。

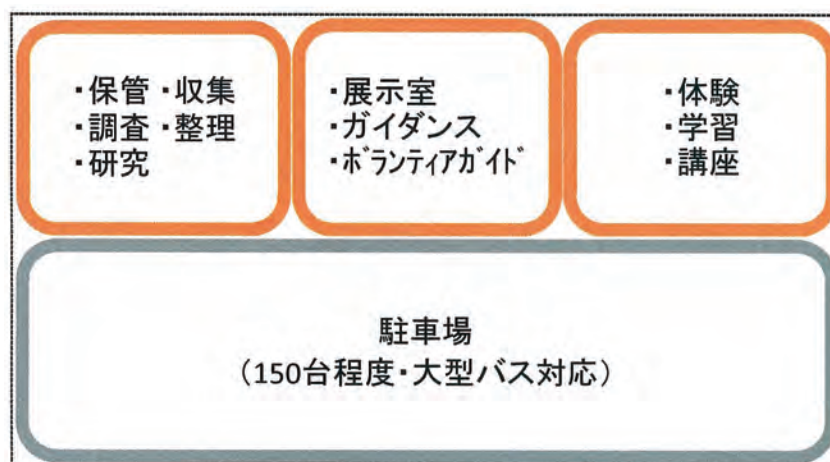


図-15 再生整備庁舎における文化財公開施設の機能

7-5 交通および動線に関する計画

- 古墳群への広域の交通アクセスと誘導の考え方については、『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 サインガイドライン』に則る。
- 現在の主要なアクセス方法となっている自家用車やバス等の自動車に対し、古墳群付近において必要最小限の駐車場の確保を推進する。
- JR 福岡駅及び東郷駅を来訪の始点として、展示解説施設を含む公共交通による来訪の利便性の向上を目指す。
- 世界遺産の構成資産はもとより、市内や県内外の文化財を来訪者が周遊することを想定して、各関係機関と連携した取り組みを進める。
- 史跡周辺の地域への負荷については、サインにより来訪者を適切に誘導するなど、周辺農地や集落の住民生活への負担を低減することに取り組む。
- 来訪者の実数把握を行い、保存活用の両面で経過観察と随時の対策を講じる。

7-6 事業計画

短期、中期、長期の区分に従って整備等を行い、実施状況を検証しつつ事業計画を適宜修正する。

- 短期：概ね現在から2年程度
史跡地の東側を中心に既存通路を利用した散策路整備等を進める。
- 中期：現在から3～5年
道路横断の安全の確保後、史跡地の西側について部分的に散策路整備等を進める。また、墳丘法面安定化等の保存整備を進める。
- 長期：6年～
史跡地の西側の散策路整備等を継続するとともに、台地全体を一体的に活用できるよう整備を行う。また、遺構の復元等の整備を進める。

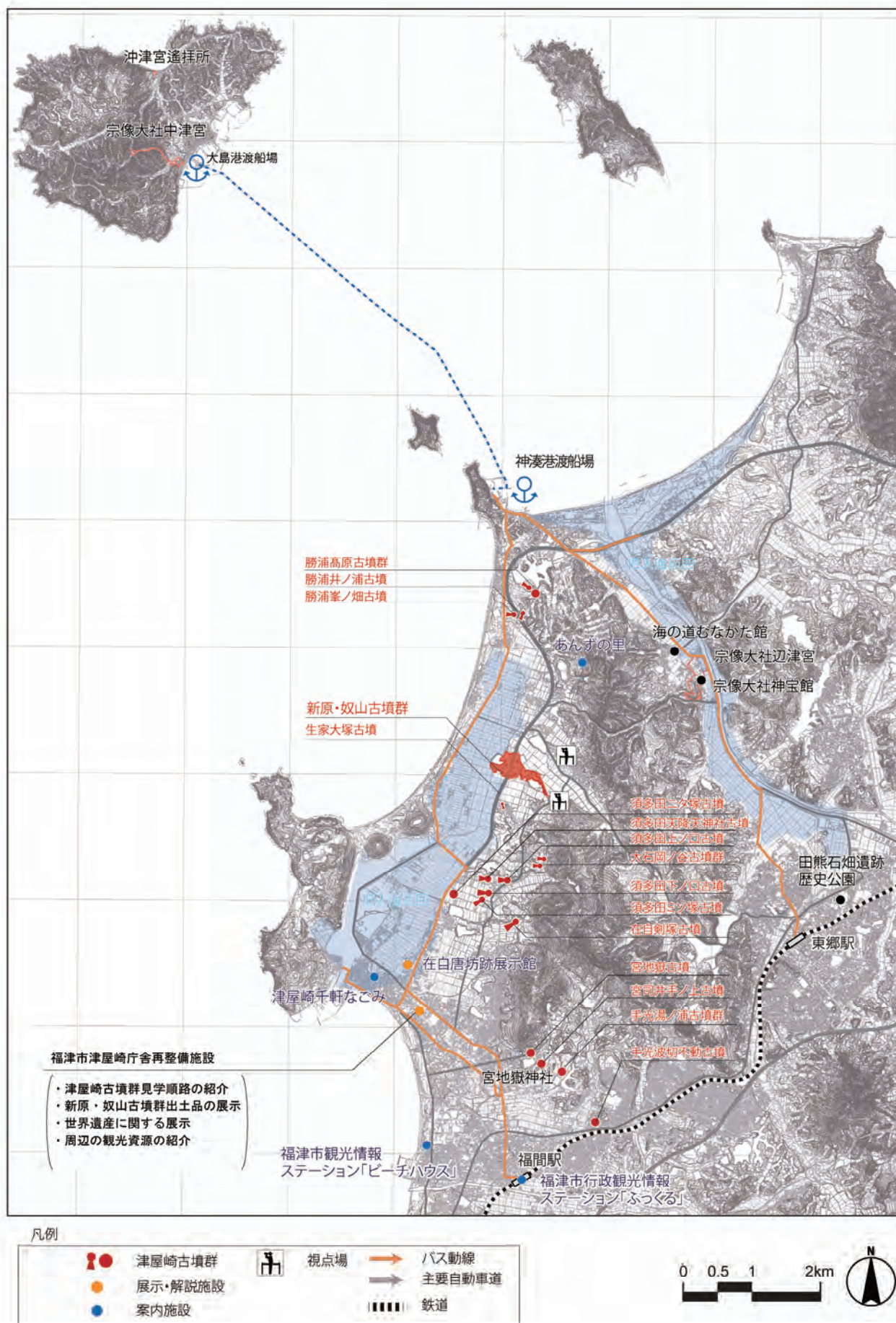


図-16 地域動線計画図

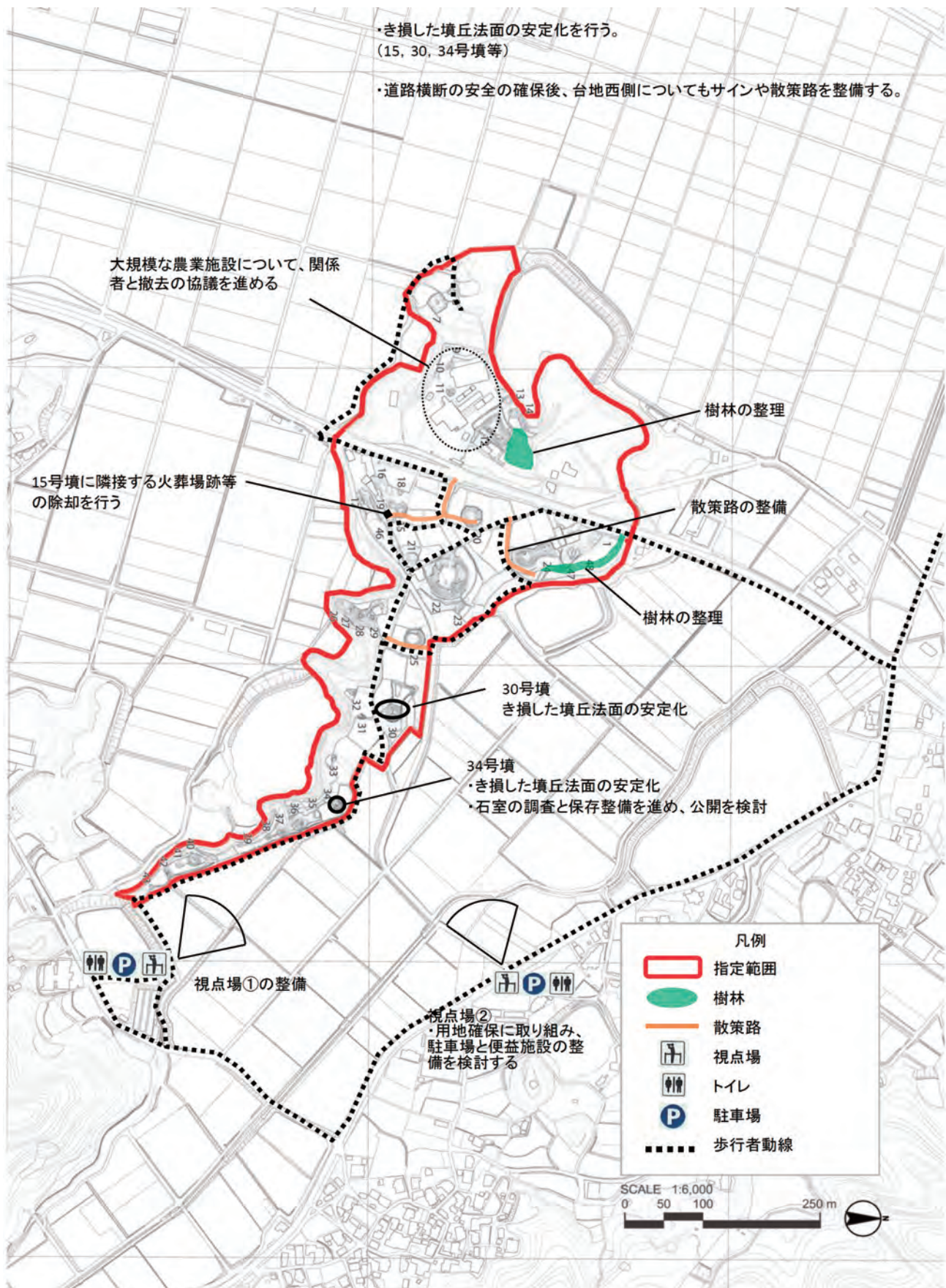


図-18 新原・奴山古墳群整備概要図（中期）

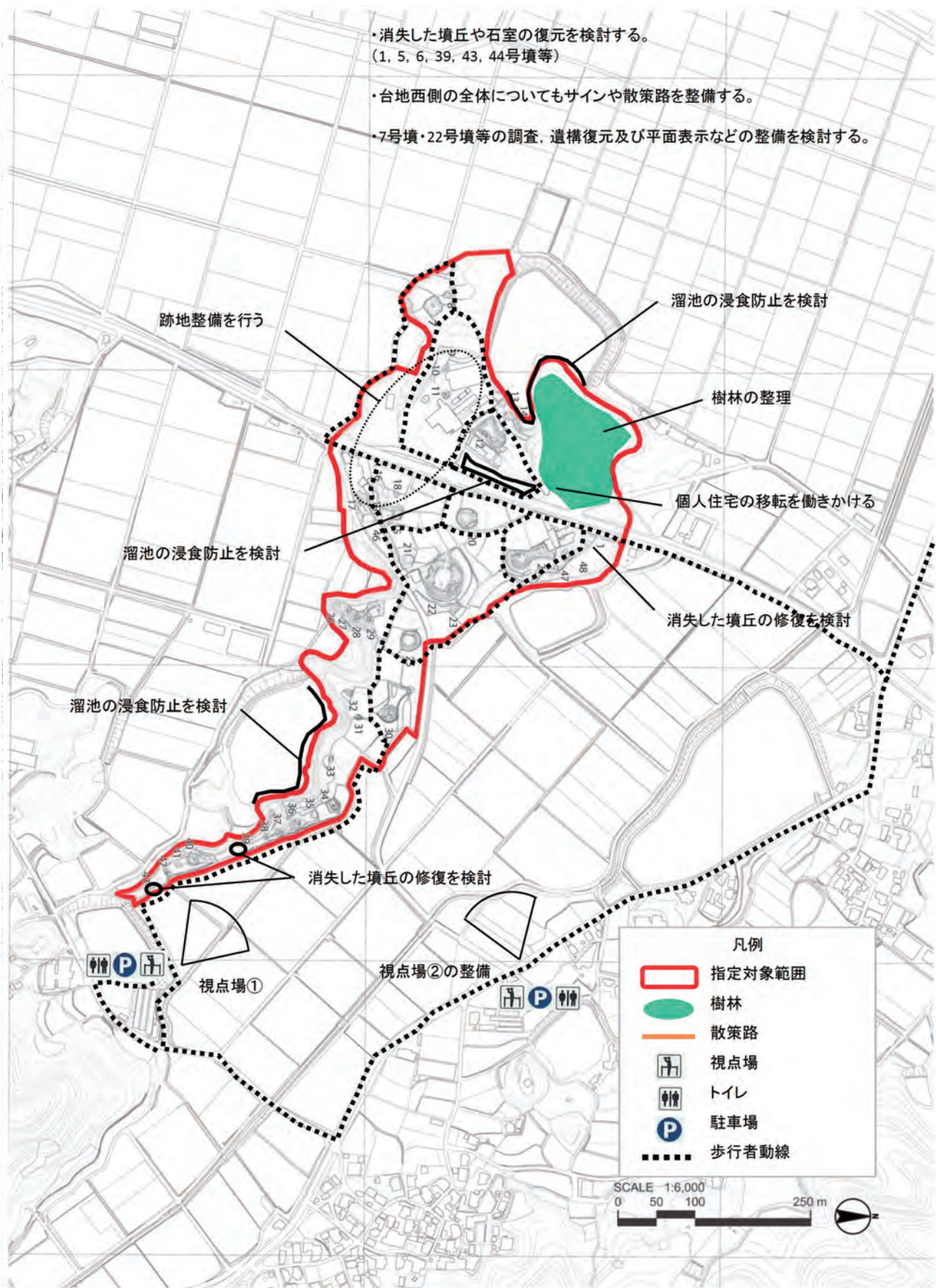


図-19 新原・奴山古墳群整備概要図（長期）

8 整備事業に必要となる調査等に関する計画

8-1 現状

新原・奴山古墳群では 1970 年代以降、開発に伴い記録保存の発掘調査等が行われ、これが契機となって遺跡の重要性が認識された。そこで 1980 年代に遺跡全体の測量調査と範囲確認調査が実施され、遺跡の全体像が明らかとなり、2005 年には国指定史跡となった。以後は、追加指定や整備に向けた史跡地の公有化が推進されてきた。近年の調査では、2014 年より 25 号墳の保存整備事業に伴い調査が行われたほか、古墳群の中で唯一の方墳である 7 号墳の墳形や埋葬施設の解明に向けた確認調査が行われている。

8-2 各種調査計画

(1) 修復

新原・奴山古墳群は保存状況の良い古墳群であるが、個別の古墳群については墳丘の崩落や陥没のあるものもあり、各古墳の墳丘の状況、石材の露出など、各古墳の保存状態の詳細な把握を進める必要がある。そのうち、30 号墳や 34 号墳等、優先度の高いものから順次修復を進めていく必要がある。墳丘修復の整備事業に際しては、墳丘の規模・形状・構造を理解するための調査を行い、十分な検討を経たうえで着手する。

かつて開口していた 34 号墳や墳丘を消失した 39 号墳、石室の露出した 43 号墳については、適切な保存整備を進めるために、規模や残存状況、石室内の保存環境の把握などを進めていく。

(2) 価値の解明

新原・奴山古墳群は、41 基の古墳からなる古墳であり、個別の古墳の墳丘規模や形状、構造や詳細な築造年代など、個別の古墳の特性については未解明な部分が多く残されている。近年追加指定を受けた台地西北の範囲は、古墳分布や遺構の残存状況が未確認であり、確実な保存管理のために詳細な測量や分布調査を進め、遺跡の全貌を把握する必要がある。

また、既に調査が行われた古墳についても、地下遺構の確実な保存管理および十分な基礎資料に基づいた整備を進めるためには、確認調査や測量調査等を再度実施していく必要がある。特に、本古墳群最大の前方後円墳である 22 号墳や方墳である 7 号墳など、古墳群全体の構成を理解するための鍵となる古墳についての調査を優先して進める必要がある。調査手法については、これまでの調査手法と合わせて非破壊で行える地中レーダー探査など様々な調査手法を活用する。また、個別の古墳の調査だけではなく、それにもとづく古墳群の「群」としての全体の構造や変遷についての検討が、新原・奴山古墳群の価値を理解するためには必要不可欠であり、鋭意取り組む必要がある。

(3) 比較研究

調査成果を他の古墳群と比較することにより、はじめて新原・奴山古墳群の特徴が浮き彫りになっていくものであり、広く研究を推進する必要がある。例えば、近年の研究では、新原・奴山 1 号墳の玄武岩石材について広域に岩石学的研究を実施し、沖合 15km の距離にある相島（福岡県新宮町）から海路運搬したものであることが判明している。

8-3 調査成果の情報発信

最新の研究成果を普及啓発に取り込んでいくことで、古墳群の価値を継続的に発信することができる。調査研究で蓄積された情報を整備内容や展示に活かし、保存管理及び公開活用に反映していく。調査研究の継続により古墳群の保存管理や価値の伝達を適切にかつ効果的に行うだけでなく、価値を高めることを目指すものである。

9 推進体制

9-1 推進体制

新原・奴山古墳群の整備の実施にあたっては、史跡の本質的価値と世界遺産としての顕著な普遍的価値の双方の価値の伝達を目指す必要がある、また整備についても国史跡だけでなく、世界文化遺産における考古遺産の整備に関わる考え方との整合をとる必要がある。このため、史跡を担当する文化財部局と世界遺産の担当部局が連携して整備等を推進していくことが必要である。史跡の整備事業は文化庁並びに福岡県の指導助言の下に史跡の保存管理計画および整備基本計画を策定した文化財担当部局が行い、国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会において意見を求め、了承が得られたものについて実施していく。世界遺産担当部局は世界遺産としての価値の伝達のため諮問機関である専門家会議および文化庁・県との調整を行い、市の全庁的な調整や公共交通の利便性向上や来訪者の実数把握など観光対応について推進する。なお、公開活用等についても今後は両部局で連携して効果的に進めていく。

9-2 地域との連携

新原・奴山古墳群では、史跡地の草刈やゴミの不法投棄の監視を地域に依頼しており、特に定期的に行う草刈管理においては地域の協力は欠かせない。古墳群には古くから神社等が祭られ、史跡地に農地や水路、農業用溜池が接する。このため、保存管理や整備には古くから関わりをもつ地域住民の理解と協力を得ていかなければならない。近年、郷づくり活動による史跡地活用もみられ、この様な地域の動きに対し積極的に支援と情報共有、啓発活動を行い、地域との意見交換を通じ提案・要望を史跡整備及び周辺環境保全に関する施策に反映させていく。現地の整備や保存管理においても地域や市民との共働の機会を検討し、公有化した史跡地が地域に受け入れられ、福津市の宝となることを目指す。現地の案内等においては、サイン整備とともにボランティアガイドや地域住民等との連携を図る。来訪者の対応に関しては、地域で活動しているガイド団体と連携し、情報提供や支援を行う。

9-3 学校教育との連携

学校教育においては小学校の社会科見学にとどまらず、古墳群を題材とした副読本や学習指導案を作成することで教育現場との連携を図る。また、発掘調査や整備、保存管理の面でも学校教育と連携を検討する。なお、生涯学習では「郷育カレッジ」において郷土史や自然などの分野に新しいカリキュラムを提案し、広く市民への情報発信を行う。さらに地元説明会やシンポジウム、調査成果報告会などの開催により、情報の共有化を図り古墳群の価値や特色を伝え理解を深めることに取り組む。

10 今後の課題への対応

『整備基本計画』策定後における前提条件の変化と課題を整理し、新原・奴山古墳群の今後の整備計画を定めたが、自然的要因や観光利用等の人為的要因により、様々な影響を生じることが予想される。こうした影響に対しては、迅速かつ的確に把握し対策を講じることが重要であり、変化する周辺状況及び古墳群の保存状況の経過観察が必要である。経過観察により得られたデータは、整備指導委員会において報告するとともに、その影響が懸念される場合は随時必要な対策を実施することとする。

また、新原・奴山古墳群では規模や形状などに未解明な部分もあり、今後の整備や調査研究の進展に伴い、整備内容の更新などが必要となってくることも予想される。その場合は、『整備基本計画』及び新原・奴山古墳群の整備理念の下、整備指導委員会において審議のうえ随時計画の更新を行っていく。

付属資料

- ・ 世界遺産条約履行のための作業指針（抜粋）
- ・ 「考古学的遺産の管理運営に関する国際憲章」（抜粋）
- ・ 『国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画』（抜粋）
- ・ 本書の作成に関わる組織
- ・ 参考引用文献

世界遺産条約履行のための作業指針（抜粋）

II.E 完全性及び/又は真正性

真正性

82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。

- ・形状、意匠
- ・材料、材質
- ・用途、機能
- ・伝統、技能、管理体制
- ・位置、セッティング
- ・言語その他の無形遺産
- ・精神、感性
- ・その他の内部要素、外部要素

86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

（文化庁「文化遺産オンライン」より転載）

「考古学的遺産の管理運営に関する国際憲章」（抜粋）

第5条 調査（部分）

考古学的遺産についての情報の収集は、調査における保護や学術的な目的で必要とされる以上は一切考古学的な証拠を破壊しないことを優先原則にしなければならない。従って、可能な場面ではできるだけ、全面的な発掘よりも非破壊的な技術や空中及び地上調査、サンプリングを奨励すべきである。

発掘とはつねに、その他の情報を失ったり、時には記念建造物の完全な破壊という犠牲を払ってまで、記録や保存をすべき証拠を選択することを必然的に伴うのだから、発掘を行うという決定は十分な考慮をめぐらせた上でのみ、下されるべきである。

第7条 公開、情報、復元（部分）

復元は2つの重要な機能を果たす：すなわち実験的な研究と解釈である。しかし、それらは残存する考古学的な証拠を乱すことを避けるためきわめて慎重に行うべきであり、オーセンティシティを達成するためにあらゆる源泉から得られる証拠を考慮に入れるべきである。実行可能で適切であるならば、復元は考古学的遺構面上に直接行うべきではなく、また復元であることが見てわかるようにすべきである。

（日本イコモス国内委員会 訳、『史跡等整備のてびき』文化庁文化財部記念物課監修より転載）

『国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画』（抜粋）

史跡等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可制度

現 状 変 更 等		
・ 現状変更等（文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡等の現状変更等を除く）	・ 文化財保護法施行令第五条第四項第一号に掲げる史跡等の現状変更等	・ 維持の措置（現状変更等の許可申請等に関する規則第四条） ・ 非常災害のために必要な応急措置
 ・ 文化庁長官による許可	 ・ 市の教育委員会による許可	 ・ 許可不要（法第百二十五条第一項ただし書）

○ 現状変更等の取扱いについて

- ①史跡地の現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
- ②農地の耕作や作物の栽培等通常の農作業、森林の日常管理等については、現状変更等の許可を必要としない。
- ③現状変更等については、その規模に関わらず、事前に市教育委員会に連絡し協議すること。
- ④追加指定対象地（未指定地）については、文化財保護法第 93 条・94 条の規定により取り扱う。
- ⑤市等の行政機関が行う発掘調査、防災、保存修理、史跡整備等及び博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査等についても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を得る必要がある。

現状変更等の取扱い方針

古墳（群）名	現状変更等の取扱い方針
新原・奴山古墳群	・ 台地を分断する道路敷を含め、遺構及び景観に影響を与える現状変更等は認めない。



新原・奴山古墳群

区域の種別図

(『国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画』から転載，一部更新)

本書の作成に関わる組織

福津市では、津屋崎古墳群の国史跡指定の後、その適正な整備活用を図るため「国指定史跡津屋崎古墳群整備指導委員会（以下、「整備指導委員会」という。）」を設置し、指導助言を受けている。整備指導委員会委員及び事務局等は下記のとおりである。

国指定史跡 津屋崎古墳群 整備指導委員会委員

	氏 名	専門	所属等
委 員 長	西谷 正	考古学	九州大学名誉教授
副委員長	林 重徳	土木工学	佐賀大学名誉教授
委 員	石井 忠	民俗学	福津市文化財保護審議会会長
	岡本 均	造園学	元西日本短期大学教授
	井上 豊久	社会教育学	福岡教育大学教授

助 言	入佐 友一郎	福岡県教育庁総務部文化財保護課技術主査
	磯村 幸男	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室参与
	岡寺 未幾	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室技術主査
	大高 広和	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師
	松本 将一郎	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師
	野木 雄大	福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室主任技師

事 務 局	金子 孝信	福津市教育委員会教育長
	溝辺 秀成	福津市教育委員会教育部長
	池田 弘毅	福津市教育委員会教育部教育総務課長
	青木 正吾	福津市総合政策部世界遺産登録推進室長
	池ノ上 宏	福津市総合政策部世界遺産登録推進室世界遺産登録推進係長
	松尾 信人	福津市教育委員会教育部教育総務課古墳公園建設係長
	井浦 一	福津市教育委員会教育部教育総務課古墳公園建設係主査

参考引用文献

○史跡整備計画書等

- 『国史跡首羅山遺跡整備基本構想』久山町教育委員会 2014 年
- 『国史跡首羅山遺跡整備基本計画』久山町教育委員会 2015 年
- 『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本構想』福津市教育委員会 2008 年
- 『国指定史跡津屋崎古墳群整備基本計画』福津市教育委員会 2011 年
- 『国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画』福津市教育委員会 2014 年
- 『国指定史跡津屋崎古墳群保存管理計画』福津市教育委員会 2014 年

○文化財調査報告書

- 『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第 6 集 津屋崎町教育委員会 1989 年
- 『新原・奴山古墳群Ⅱ』津屋崎町文化財調査報告書第 17 集 津屋崎町教育委員会 2001 年
- 『津屋崎古墳群Ⅰ』津屋崎町文化財調査報告書第 20 集 津屋崎町教育委員会 2004 年
- 『津屋崎古墳群Ⅱ』福津市文化財調査報告書第 4 集 福津市教育委員会 2011 年
- 『津屋崎古墳群Ⅲ』福津市文化財調査報告書第 7 集 福津市教育委員会 2013 年

○計画書等

- 『福津市景観計画』福津市 2014 年
- 『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画』宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 2015 年
- 『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 世界遺産一覧表記載のための推薦書』宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議 2016 年

『国指定史跡 津屋崎古墳群 整備基本計画』に関する再検討
－ 新原・奴山古墳群の整備計画 －

2016年3月

発行 福津市教育委員会
福岡県福津市中央 1-1-1

印刷 九州チューエツ(株)
福岡県福岡市博多区東比恵 2-9-1